

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和8年2月20日

横浜市契約事務受任者
港北区長 竹下 幸紀

1 契約の概要

第51回執行衆議院議員総選挙にかかる開票所設営及び撤去業務委託について

2 履行(納品)場所

港北区役所および横浜市港北スポーツセンター

3 契約日

令和8年1月29日

4 履行日又は履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

5 契約金額

4,316,015円

6 契約の相手方(名称及び所在)

株式会社オフサイド

横浜市西区みなとみらい2-3-5クイーンズタワーC 18F

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

本件は令和8年2月8日に執行された第51回衆議院議員総選挙に伴って締結された契約です。

国政選挙は全国の市区町村において、同時にかつ短期間にて当該選挙の準備を行うことから、必要な物品及び人員等確保するためには早期に受託者を決定する必要があります。また、適切に開票所を設営するためには、受託者の決定後、綿密な事前調整を行う時間の確保が必要です。

そのため、選挙期日が令和8年2月8日となる場合には、競争入札を行う時間的余裕がありませんでした。

株式会社オフサイドは、令和7年参議院選挙及び令和7年横浜市長選挙において、当区からの開票所の設営・撤去委託を受託、履行した実績があり、本件業務を履行する能力があることが確認されていました。

以上の理由から、緊急契約（単独随意契約）を行い、当該業者へ業務委託しました。

8 契約の相手方の選定理由

令和7年参議院選挙及び令和7年横浜市長選挙において、当区からの開票所の設営・撤去委託を受託、履行した実績があり、本件業務を履行する能力があることが確実であるため。

9 所管課

港北区総務課